

○内閣府令第 号
農林水産省

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第八十条第三項の規定に基づき、農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十一年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

農林水産大臣 吉川 貴盛

農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対

応ずるものを掲げていないものは、これを加える。

送 出 密

別紙様式第8号 (第111条第1項関係) (日本工業規格A4)

業 務 報 告 書

年度 (年 年 月 月) 日から 日まで

金融庁長官
農林水産大臣 殿

年 月 日

住 所
農 林 中 央 金 庫
代 表 理 事 氏 名 印

年 月 日 から 年 月 日 までの業務及び財産の状況を
次のとおり報告します。

[第1～第6 略]
(記載上の注意)

[1～5 略]

第1 事業概況書

年度 (年 年 月 月) 日から 日まで 事業概況書

[1～14 略]

15 単体自己資本比率の状況
[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当 期 末	前 期 末	経過措置による不算	
			経過措置による	経過措置による

送 出 福

別紙様式第8号 (第111条第1項関係) (日本工業規格A4)

業 務 報 告 書

年度 (年 年 月 月) 日から 日まで

金融庁長官
農林水産大臣 殿

年 月 日

住 所
農 林 中 央 金 庫
代 表 理 事 氏 名 印

年 月 日 から 年 月 日 までの業務及び財産の状況を
次のとおり報告します。

[第1～第6 同左]
(記載上の注意)

[1～5 同左]

第1 事業概況書

年度 (年 年 月 月) 日から 日まで 事業概況書

[1～14 同左]

15 単体自己資本比率の状況
[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当 期 末	前 期 末	経過措置による不算	
			経過措置による	経過措置による

	入額	入額
普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目		
〔略〕		
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		
〔項を削る。〕		
〔略〕		
普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
繰延ヘッジ損益の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		

	入額	入額
普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目		
〔同左〕		
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		
<u>公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</u>		
〔同左〕		
普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
繰延ヘッジ損益の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		

意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額				
少数出資金融機関等の普通出資の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
普通出資等 Tier1 資本				
【略】				
その他 Tier1 資本に係る基礎項目				
【略】				

意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額				
少数出資金融機関等の普通出資の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
普通出資等 Tier1 資本				
【同左】				
その他 Tier1 資本に係る基礎項目				
【同左】				

[項を削る。]					
[略]					
その他 Tier1 資本に係る調整項目					
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額					
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額					
少数出資金金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額					
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額					
[項を削る。]					
[略]					
その他 Tier1 資本					
[略]					
Tier1 資本					
[略]					
Tier2 資本に係る基礎項目					
[略]					
[項を削る。]					
[項を削る。]					

評価・換算差額等に係る経過措置により <u>その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</u>					
[同左]					
その他 Tier1 資本に係る調整項目					
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額					
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額					
少数出資金金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額					
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額					
<u>調整項目に係る経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額</u>					
[同左]					
その他 Tier1 資本					
[同左]					
Tier1 資本					
[同左]					
Tier2 資本に係る基礎項目					
[同左]					
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					
評価・換算差額等に係る経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					

[略]			
Tier2 資本に係る調整項目			
自己保有 Tier2 資本調達手段の額			
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
[項を削る。]			
[略]			
Tier2 資本			
[略]			
総自己資本			
[略]			
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額			
資産 (オン・バランス) 項目			
[略]			
[略]			
自己資本比率及び資本バンプ率			
[略]			
最低単体資本バンプ率	%		%

[同左]			
Tier2 資本に係る調整項目			
自己保有 Tier2 資本調達手段の額			
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			
調整項目に係る経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額			
[同左]			
Tier2 資本			
[同左]			
総自己資本			
[同左]			
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額			
資産 (オン・バランス) 項目			
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			
[同左]			
[同左]			
自己資本比率			
[同左]			
[項を加える。]			

うち、資本保全バツプラー比率	%	/	%	/
うち、カウンター・シクリカル・バツプラー比率	%	/	%	/
うち、G-SIB/D-SIBバツプラー比率	%	/	%	/
単体資本バツプラー比率	%	/	%	/

調整項目に係る参考事項

少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額	/	/
その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額	/	/

【略】

Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

【略】

資本調達手段に係る経過措置に関する事項

【略】

(記載上の注意)

[1～6 略]

[資本バツプラー比率のうちカウンター・シクリカル・バツプラー比率]

【表略】

(記載上の注意)

[1～5 略]

【単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率】

項目	当期末	前期末
単体レバレッジ比率	%	%

(記載上の注意)

- 1 「単体レバレッジ比率」は、農林中央金庫法第56条第1号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。
- 2 単体レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

【項を加える。】

調整項目に係る参考事項

少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	/	/
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額	/	/

【同左】

Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

【同左】

資本調達手段に係る経過措置に関する事項

【同左】

(記載上の注意)

[1～6 同左]

[資本バツプラー比率のうちカウンター・シクリカル・バツプラー比率]

【同左】

(記載上の注意)

[1～5 同左]

【加える。】

[第2～第6 略]

別紙様式第9号 (第111条第1項関係) (日本工業規格A4)

業務報告書

年度 (年 年 月 月 日から 日まで)

金融庁長官 殿 殿
農林水産大臣 殿 殿

年 月 日

住所
農林中央金庫
代表理事氏名印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を
次のとおり報告します。

目次

[第1～第6 略]

(記載上の注意)

[1～5 略]

第1 事業概況書

年度 (年 年 月 月 日から 日まで) 事業概況書

[1～15 略]

16 単体自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項	目	当	期	末	前	期	末
			経過措			経過措	

[第2～第6 同左]

別紙様式第9号 (第111条第1項関係) (日本工業規格A4)

業務報告書

年度 (年 年 月 月 日から 日まで)

金融庁長官 殿 殿
農林水産大臣 殿 殿

年 月 日

住所
農林中央金庫
代表理事氏名印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を
次のとおり報告します。

目次

[第1～第6 同左]

(記載上の注意)

[1～5 同左]

第1 事業概況書

年度 (年 年 月 月 日から 日まで) 事業概況書

[1～15 同左]

16 単体自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項	目	当	期	末	前	期	末
			経過措			経過措	

	置による 不算 入額	置による 不算 入額
普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目		
【略】		
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		
【項を削る。】		
【略】		
普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービ シング・ライツに係るものを除く。） の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サ ービシング・ライツに係るもの以 外のものの額		
繰延税金資産（一時差異に係るもの を除く。）の額		
繰延ヘッジ損益の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本 に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評 価差額であって自己資本に算入され る額		
前払年金費用の額		

	置による 不算 入額	置による 不算 入額
普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目		
【同左】		
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		
<u>公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</u>		
【同左】		
普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービ シング・ライツに係るものを除く。） の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サ ービシング・ライツに係るもの以 外のものの額		
繰延税金資産（一時差異に係るもの を除く。）の額		
繰延ヘッジ損益の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本 に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評 価差額であって自己資本に算入され る額		
前払年金費用の額		

自己保有普通出資（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額				
少数出資金融機関等の普通出資の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
普通出資等 Tier1 資本				
略				
その他 Tier1 資本に係る基礎項目				
略				

自己保有普通出資（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額				
少数出資金融機関等の普通出資の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
普通出資等 Tier1 資本				
同左				
その他 Tier1 資本に係る基礎項目				
同左				

[項を削る。]				
[略]				
その他 Tier1 資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
[項を削る。]				
[略]				
その他 Tier1 資本				
[略]				
Tier1 資本				
[略]				
Tier2 資本に係る基礎項目				
[略]				
[項を削る。]				
[項を削る。]				

評価・換算差額等に係る経過措置により <u>その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</u>				
[同左]				
その他 Tier1 資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
<u>調整項目に係る経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額</u>				
[同左]				
その他 Tier1 資本				
[同左]				
Tier1 資本				
[同左]				
Tier2 資本に係る基礎項目				
[同左]				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
評価・換算差額等に係る経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				

[略]			
Tier2 資本に係る調整項目			
自己保有 Tier2 資本調達手段の額			
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
[項を削る。]			
[略]			
Tier2 資本			
[略]			
総自己資本			
[略]			
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額			
資産 (オン・バランス) 項目			
[略]			
[略]			
自己資本比率及び資本バンプナー			
[略]			
最低単体資本バンプナー比率	%		%

[同左]			
Tier2 資本に係る調整項目			
自己保有 Tier2 資本調達手段の額			
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			
調整項目に係る経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額			
[同左]			
Tier2 資本			
[同左]			
総自己資本			
[同左]			
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額			
資産 (オン・バランス) 項目			
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			
[同左]			
[同左]			
自己資本比率			
[同左]			
[項を加える。]			

うち、資本保全バツプラー比率	%	/	%	/
うち、カウンター・シクリカル・バツプラー比率	%	/	%	/
うち、G-SIB/D-SIBバツプラー比率	%	/	%	/
単体資本バツプラー比率	%	/	%	/
調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額		/		/
その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額		/		/
[略]				
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
[略]				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
[略]				

(記載上の注意)

[1～6 略]

[資本バツプラー比率のうちカウンター・シクリカル・バツプラー比率]

[表略]

(記載上の注意)

[1～5 略]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

項目	当期末	前期末
単体レバレッジ比率	%	%

(記載上の注意)

1 「単体レバレッジ比率」は、農林中央金庫法第56条第1号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。

2 単体レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

[項を加える。]				
調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		/		/
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額		/		/
[同左]				
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
[同左]				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
[同左]				

(記載上の注意)

[1～6 同左]

[資本バツプラー比率のうちカウンター・シクリカル・バツプラー比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1～5 同左]

[加える。]

[第2～第6 略]

別紙様式第10号 (第111条第2項関係) (日本工業規格A4)

連結業務報告書

年度 () 年 月 日から) 年 月 日まで

金融庁長官 殿
農林水産大臣 殿

年 月 日

住所
農林中央金庫
代表理事氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目次

[第1・第2 略]

(記載上の注意)

[1～5 略]

第1 事業概況書

年度 () 年 月 日から) 年 月 日まで 事業概況書

[1・2 略]

3 連結自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項	目	当	期	末	前	期	末
			経過措			経過措	

[第2～第6 同左]

別紙様式第10号 (第111条第2項関係) (日本工業規格A4)

連結業務報告書

年度 () 年 月 日から) 年 月 日まで

金融庁長官 殿
農林水産大臣 殿

年 月 日

住所
農林中央金庫
代表理事氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目次

[第1・第2 同左]

(記載上の注意)

[1～5 同左]

第1 事業概況書

年度 () 年 月 日から) 年 月 日まで 事業概況書

[1・2 同左]

3 連結自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項	目	当	期	末	前	期	末
			経過措			経過措	

		置による 不算 入額	置による 不算 入額
普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目			
[略]			
その他の包括利益累計額及びその他 公表準備金の額			
[略]			
[項を削る。]			
[項を削る。]			
[略]			
普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービ ンズ・ライツに係るものを除く。）の額 の合計額			
うち、のれんに係るもの（のれん相 当差額を含む。）の額			
うち、のれん及びモーゲージ・サー ビンズ・ライツに係るもの以外の ものの額			
繰延税金資産（一時差異に係るものを 除く。）の額			
繰延ヘッジ損益の額			
適格引当金不足額			
証券化取引に伴い増加した自己資本			

		置による 不算 入額	置による 不算 入額
普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目			
[同左]			
その他の包括利益累計額及びその他 公表準備金の額			
[同左]			
公的機関による資本の増強に関する 措置に係る経過措置により普通出資 等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に 算入されるものの額			
非支配株主持分等に係る経過措置に より普通出資等 Tier1 資本に係る基 礎項目の額に算入されるものの額			
[同左]			
普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービ ンズ・ライツに係るものを除く。）の額 の合計額			
うち、のれんに係るもの（のれん相 当差額を含む。）の額			
うち、のれん及びモーゲージ・サー ビンズ・ライツに係るもの以外の ものの額			
繰延税金資産（一時差異に係るものを 除く。）の額			
繰延ヘッジ損益の額			
適格引当金不足額			
証券化取引に伴い増加した自己資本			

に相当する額					
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					
退職給付に係る資産の額					
自己保有普通出資（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額					
少数出資金融機関等の普通出資の額					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額					
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額					
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					

に相当する額					
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					
退職給付に係る資産の額					
自己保有普通出資（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額					
少数出資金融機関等の普通出資の額					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額					
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額					
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					

[略]
普通出資等 Tier1 資本
[略]
その他 Tier1 資本に係る基礎項目
[略]
[項を削る。]
[項を削る。]
[略]
その他 Tier1 資本に係る調整項目
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額
少数出資金金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額
[項を削る。]
[略]
その他 Tier1 資本
[略]
Tier1 資本
[略]
Tier2 資本に係る基礎項目

[同左]
普通出資等 Tier1 資本
[同左]
その他 Tier1 資本に係る基礎項目
[同左]
<u>その他の包括利益累計額に係る経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</u>
<u>非支配株主持分等に係る経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</u>
[同左]
その他 Tier1 資本に係る調整項目
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額
少数出資金金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額
<u>調整項目に係る経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額</u>
[同左]
その他 Tier1 資本
[同左]
Tier1 資本
[同左]
Tier2 資本に係る基礎項目

<p>【略】</p> <p>[項を削る。]</p>				
<p>[項を削る。]</p>				
<p>[項を削る。]</p>				
<p>【略】</p>				
<p>Tier2 資本に係る調整項目</p> <p>自己保有 Tier2 資本調達手段の額</p> <p>意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額</p> <p>少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額</p> <p>その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額</p> <p>[項を削る。]</p>				
<p>【略】</p>				
<p>Tier2 資本</p>				
<p>【略】</p>				
<p>総自己資本</p>				
<p>【略】</p>				

<p>【同左】</p> <p>公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</p> <p>その他の包括利益累計額に係る経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</p> <p>非支配株主持分等に係る経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</p> <p>【同左】</p>				
<p>Tier2 資本に係る調整項目</p> <p>自己保有 Tier2 資本調達手段の額</p> <p>意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額</p> <p>少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額</p> <p>その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額</p> <p>調整項目に係る経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額</p> <p>【同左】</p>				
<p>Tier2 資本</p>				
<p>【同左】</p>				
<p>総自己資本</p>				
<p>【同左】</p>				

リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産 (オン・バランス) 項目				
[略]				
[略]				
連結自己資本比率及び資本バッファラー				
[略]				
最低連結資本バッファラー比率				
うち、資本保全バッファラー比率	%	/	%	/
うち、カウンター・シクリカル・バッファラー比率	%	/	%	/
うち、G-SIB・D-SIB バッファラー比率	%	/	%	/
連結資本バッファラー比率	%	/	%	/
調整項目に係る参考事項				
少数出資金金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額				
[略]				
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
[略]				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
[略]				

(記載上の注意)

[1 ～ 6 略]

[資本バッファラー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファラー比率]

リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産 (オン・バランス) 項目				
調整項目に係る経過措置により リスク・アセットの額に算入されるものの額				
[同左]				
[同左]				
連結自己資本比率				
[同左]				
[項を加える。]				
調整項目に係る参考事項				
少数出資金金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額				
[同左]				
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
[同左]				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
[同左]				

(記載上の注意)

[1 ～ 6 同左]

[資本バッファラー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファラー比率]

【表略】

(記載上の注意)

【1～5 略】

【連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率】

項目	当期末	前期末
連結レバレッジ比率	%	%

(記載上の注意)

1 「連結レバレッジ比率」は、農林中央金庫法第56条第2号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。

2 連結レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

第2 【略】

備考 表中の「」の記載は任意である。

【同左】

(記載上の注意)

【1～5 同左】

【加える。】

第2 【同左】

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、平成三十一年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令による改正後の農林中央金庫法施行規則（次項において「新規則」という。）別紙様式第八号及び別紙様式第九号の規定は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る業務報告書（農林中央金庫法第八十条第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

2 新規則別紙様式第十号の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（農林中央金庫法第八十条第二項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。